

犯罪被害者等支援に関する施策の体系

1 犯罪被害者等が安心して暮らせるように

(1) 相談窓口の設置、情報の提供等〔第10条〕

(2) 経済的負担の軽減〔第11条〕

(3) 日常生活の支援〔第12条〕

(4) 心身に受けた影響からの回復〔第13条〕

(5) 安全の確保〔第14条〕

(6) 居住の安定〔第15条〕

(7) 雇用の安定等〔第16条〕

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

(1) 県民の理解の増進〔第17条〕

(2) 人材の育成〔第18条〕

(3) 民間支援団体に対する支援〔第19条〕

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見
第10条 相談窓口の設置、情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者等支援に特化した専用窓口の設置と専門知見を有する人員の配置 ・相談窓口、民間支援団体や各種機関及び市町村相談窓口との間の横断的なコーディネート機能 ・被害者の支援を行う弁護士の情報提供など弁護士の助言を受ける機会の確保 ・日本司法支援センター、弁護士、民間支援団体と連携及び犯罪被害者等の支援に理解のある弁護士による相談体制の充実 ・援助に理解のある専門職（弁護士）の派遣
第11条 経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪による収入減少や加害者の損害賠償を受けられないケース、国の犯罪被害給付制度の対象とならない方への施策として ・支援金、見舞金の給付 ・無利子貸し付け、生活資金の貸し付け ・損害賠償請求権に係る債務名義を取得した請求権の立替支援金の支給 ・損害賠償請求について日本司法支援センター・弁護士と連携し費用の負担を含め必要な施策を講ずる
第12条 日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体等、民間支援団体と連携し、住居、仕事、介護、育児などの生活問題について専門職を紹介するなど必要な施策を講ずる ・日常生活を営むことができるよう迅速に必要な施策を講ずる
第13条 心身に受けた影響からの回復	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士等の専門資格を持つ者がいる施設でのカウンセリングの提供 ・学校において、刑事手続等による欠席への配慮（忌引等） ・犯罪被害者の残された家族への支援 ・長期にわたる途切れることのない支援体制
第14条 安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・警察との連携 ・被害にかかる刑事手続等に証人として関与する場合の特別の配慮
第15条 居住の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・賃料、転居費用の援助 ・一時的な転居、避難の場合の居住期間の延長補償
第16条 雇用の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者向けの休暇制度 ・労働局との連携 ・就労の継続と確保 ・就労支援、職場環境の改善 ・事業主の理解を深める広報、啓発を行う ・犯罪等による被害を理由として不利益な取扱い等がないよう配慮
第17条 県民の理解の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪被害を考える日」の設定、犯罪被害者週間 ・学校における教育の充実
第18条 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・（市町村職員）研修の実施
第19条 民間支援団体に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の支援に関する事業の委託 ・民間支援団体へ活動場所の提供、財政上の措置 ・人材育成の協力

【その他の意見】

- ・刑事手続等への参加についての支援、旅行者、一時滞在者等への支援
- ・犯罪被害者等支援推進会議の委員に犯罪被害者等を選任すること
- ・犯罪被害者等支援推進会議の委員に報道関係者を選任すること

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	担当課
第10条 相談窓口の設置、情報の提供等	<p>ア.被害者等支援に特化した専用窓口の設置と専門知見を有する人員の配置</p> <p>イ.相談窓口に、民間支援団体や各種機関及び市町村相談窓口との間の横断的なコーディネート機能</p> <p>ウ.被害者の支援を行う弁護士からの情報提供など弁護士の助言を受ける機会の確保</p> <p>エ.日本司法支援センター、弁護士、民間支援団体と連携及び犯罪被害者等の支援に理解のある弁護士による相談体制の充実</p> <p>オ.援助に理解のある専門職（弁護士）の派遣</p> <p>●被害者支援システムを構築し、横断的なコーディネート機能を持たせるには、</p> <p>①被害者支援に特化した専用窓口の設置と専門的知見を有する人員を配置する必要がある。</p> <p>②広範かつ横断的なコーディネートが可能な機能を持つイメージで設置すべきである。</p> <p>③「専用の相談室の設置」は、被害者側からはプライバシーの保護の観点から必須である。</p> <p>④犯罪被害者等のプライバシー、心情、名誉の点から、「県の窓口」と「市町村の窓口」との役割分担（顔が割れる。面を刺す）と連携が必要であり、県と市町村の目線（視野）の違いによるコーディネート機能が期待できる。</p> <p>●相談窓口の設置から進めて、（将来的にでも）被害者事案に精通する弁護士や臨床心理士との相談ができるような援助を行い、さらには相談料の援助を行うことで、犯罪被害者等にとってよりよい支援につながると考えます（明石市の条例を参考に考えました）。</p> <p>●専用の相談窓口を設置し、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言は、相談窓口の担当者がまず対応すべきであると考え、「紹介する等必要な…」とあるが専用の窓口で受理した後にセンターへ情報の提供とすることが望ましい。センターは第9条における「相談対応窓口」ではないことを明らかにすべきと考える。</p>	1. 相談及び情報の提供等	1) 犯罪被害者等支援相談窓口（新設）（ア、イ）	<ul style="list-style-type: none"> 専任の相談員が、犯罪被害に関する相談を受け、内容に応じ、必要な情報の提供や支援関係機関へのつなぐなど、支援の調整 電話による相談 面談による相談（要予約） 相談員のスキルアップのための研修 	県民生活・男女共同参画課
			2) 事故相談所での相談対応（イ）	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談及び面談相談での対応 	県民生活・男女共同参画課
			3) 消費生活センターでの相談対応（イ）	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターによる相談対応 相談員は専門研修等でスキルアップ ●相談実績：2,360件（センターでの全相談件数） 	県民生活・男女共同参画課
			4) 女性相談支援センターでの相談対応（イ）	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口での対応 民間シェルターとの連携 DV対策連携支援ネットワーク会議の開催 相談員は専門研修等でスキルアップ 相談窓口周知のため、啓発用ポケットカードの作成及び配布 高知城パープルライトアップの実施 ●相談実績：1,213件（うちDV関連517件） 	県民生活・男女共同参画課
			5) こうち男女共同参画センター「ソーレ」での相談対応（イ）	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談、法律相談、悩み相談の各窓口での対応 	県民生活・男女共同参画課
			6) 人権啓発センターでの相談対応（イ）	<ul style="list-style-type: none"> 人権相談事業 ●相談件数：42件（犯罪被害者として集計はなし） 	人権課
			7) 児童相談所での相談対応（イ）	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに関する相談のうち専門的な知識及び技術を必要とする養育（児童虐待）相談等への対応 市町村による児童家庭相談対応への支援や市町村間の連絡調整、情報提供等の援助 ●児童虐待相談対応件数：420件（H30年度） 	児童家庭課
			8) 民間支援団体での相談対応 ○こうち被害者支援センター ○性暴力被害者サポートセンターこうち	<ul style="list-style-type: none"> ○警察からこうち被害者支援センターへ早期支援団体としての業務委託 ○県から性暴力被害者サポートセンターこうちへ運営費等の補助金 <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被害者等に対する相談事業及び面接相談 ②被害者への直接支援 ③犯罪被害者等給付金の手続きの補助（情報の提供） ④精神被害に対するカウンセリング及び医療的処置の支援 ⑤経済的・精神的被害回復について法的救済措置並びに二次被害に対する対応及び軽減にかかる支援 ⑥犯罪被害者自助グループへの支援⑦関係機関・団体等との連携 ⑧被害者等の実態調査及び研究 ⑨研修 ⑩広報・啓発 ⑪その他 <p>●相談実績：電話相談474件、面接相談74件、その他66件</p> <p>●直接支援：323件（弁護士による支援224件）</p> <p>内訳：警察関連：18件、裁判所関連：132件 検察庁関連：14件 病院への付き添い：28件 行政窓口への付き添い：8件</p> <p>●給付金手続の補助：0件 ●自助グループへの支援：0回</p> <p>●出張法律相談所（東部・西部各6回） 相談件数：0件</p>	警察
		県民生活・男女共同参画課			

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	担当課
第10条 相談窓口の設置、情報の提供等	<p>ア.被害者等支援に特化した専用窓口と専門知見を有する人員の配置</p> <p>イ.相談窓口に、民間支援団体や各種機関及び市町村相談窓口との間の横断的なコーディネート機能</p> <p>ウ.被害者の支援を行う弁護士の情報提供など弁護士の助言を受けられる機会の確保</p> <p>エ.日本司法支援センター、弁護士、民間支援団体と連携及び犯罪被害者等の支援に理解のある弁護士による相談体制の充実</p> <p>オ.援助に理解のある専門職（弁護士）の派遣</p> <p>●「援助の理解のある専門職を紹介」にとどめず、「派遣」（福岡条例にも規定されています。）、「弁護士の助言を受けられる機会の確保」（和歌山県条例にも規定されています。）も明記されるべきです。</p> <p>また、現実には、加害者側に弁護士がつくことは県民によく知られていますが、被害者の支援を行う弁護士がいることはあまり知られておらず、刑事手続等終了後や終了直前に被害者支援を行う弁護士に、ようやくつながるといことが起きています。そのような事態があることに照らせば、犯罪の被害に遭いながらも弁護士の支援を得られないままになっている事案も多々あると思われます。それでは、法が保証する被害者の権利はあってもないことと同じになってしまいます。</p> <p>そのため、犯罪被害者等基本法18条に則り、「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための情報の提供等」として「県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続に関する情報の提供等必要な施策を講ずるよう努めるものとする」（和歌山県条例にも規定されています。）を加えるべきです。</p>	2. 教育委員会及び学校における相談体制の充実等	1) 心の教育センターでの相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 県内全児童生徒への電話相談カード、相談チラシの配布 来所相談、出張教育相談 電話相談、メール相談 SNS等を活用した相談（高校生対象） 教育相談関係機関連絡協議会の開催 <p>●実績：電話相談カード：78,060枚、相談チラシ：82,000枚</p> <p>●相談実績：①来所、出張相談 受理件数：413件延べ件数：1505件</p> <p>②電話相談：1482件③メール相談：86件④SNS等を活用した相談（高校生対象）：407件 ⑤令和2年度日曜開所・東部、西部の相談窓口の開設</p>	心の教育センター
			2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（イ）	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーを全公立学校（小中高特義務）に配置 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性、支援力向上のための研修会等の実施 <p>●実績：スクールソーシャルワーカーを全市町村、県立学校24校に配置し、未配置校には心の教育センターのSSWが対応</p>	人権教育・児童生徒課
			3) いのちの教育プロジェクト（イ）	<ul style="list-style-type: none"> 手引き「いきいき心と体の性教育」の改訂 ワーキング委員会 2回開催 推進地域における事業の推進（1地域） <p>●委託先：中芸広域連合（奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村）</p> <p>（内容）：協議会1回、ワーキング委員会4回、学習会、特別授業等</p> <ul style="list-style-type: none"> 性に関する講師派遣事業（健康対策課と連携） 	保健体育課
		3. 医療機関等と関係機関との連携・協力及び情報提供の充実等	1) 医療安全支援センターでの相談対応（イ）	<ul style="list-style-type: none"> 県HP,日本一の健康長寿県構想PR用パンフレット等への掲載により、相談窓口を周知 患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供 	医事業務課
			2) 障害福祉制度についての周知	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスや相談窓口をまとめた冊子「障害福祉のしおり」を毎年作成し、当事者や支援者、関係機関などに配布 ホームページに障害福祉サービスの制度や関係情報を随時掲載 <p>●「障害福祉のしおり」：印刷部数：10,000冊</p> <p>（配布先：市町村、サービス事業所、民生委員、各種団体等）</p>	障害福祉課、障害保健支援課
			4. 警察と関係機関等との連携・協力及び情報提供の充実等	1) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実（イ）	<ul style="list-style-type: none"> 高知県被害者支援連絡協議会及び各警察署単位の被害者支援連絡協議会における連携の推進 情報提供制度の適切な運用
		2) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大（ア、イ）		<ul style="list-style-type: none"> 広報活動強化月間及び犯罪被害者週間における広報の実施 「性暴力被害者サポートセンターこうち」による支援内容の積極的な教示の実施 <p>●広報活動強化月間：11月 犯罪被害者週間：11/25～12/1</p>	警察
		3) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等（イ）		<ul style="list-style-type: none"> 関係機関、関係団体等と連携した情報収集及び適切な支援活動の実施 海外における邦人の犯罪被害者等に対するカウンセリングを継続中 	警察

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	担当課
第10条 相談窓口の設置、情報の提供等	ア.被害者等支援に特化した専用窓口と専門知見を有する人員の配置 イ.相談窓口に、民間支援団体や各種機関及び市町村相談窓口との間の横断的なコーディネート機能 ウ.被害者の支援を行う弁護士の情報提供など弁護士の助言を受けられる機会の確保 エ.日本司法支援センター、弁護士、民間支援団体と連携及び犯罪被害者等の支援に理解のある弁護士による相談体制の充実 オ.援助に理解のある専門職（弁護士）の派遣	5. 警察における相談体制の充実等	4) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	・県内3大学での犯罪被害者支援に関する講義の実施 ・保護者、教職員対象の各種教室、講演会等における啓発の実施	警察
			5) 警察における民間の団体との連携・協力の強化（エ）	・「犯罪被害者等早期援助団体（こうち被害者支援センター）に対する情報提供制度」に基づく情報提供の実施 ●情報提供件数：5件	警察
			1) 警察における相談窓口の充実（ア、イ）	・#9110、レディースダイヤル110番、ヤングテレホン、犯罪被害者等ホットラインの設置 ・性犯罪被害相談電話全国共通ダイヤルの運用 #8103 ・相談者が希望する性別の職員による相談の受理（レディースダイヤル110番） ●相談実績：#9110：1,319件、レディースダイヤル110番：77件、ヤングテレホン：30件、性犯罪被害相談電話：9件、犯罪被害者等ホットライン19件	警察
			2) 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備	・各種会合における相談窓口に関するチラシの配付 ・ラジオ、各種広報誌等における周知と利用促進の推進	警察
			3) 刑事手続等に関する情報提供の充実（イ）	・「被害者の手引」やパンフレットの作成、確実な交付 ・報告書による被害者の手引の交付状況の確認 ●「被害者の手引」（英語、韓国語、中国語）の交付及び刑事手続に関する説明の実施	警察

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	担当課
第11条 経済的負担の軽減	<p>ア. 犯罪による収入減少や加害者の損害賠償を受けられないケース、国の犯罪被害給付制度の対象とならない方への施策として①支援金、見舞金の給付②無利子貸し付け、生活資金の貸し付け</p> <p>イ. 損害賠償請求権に係る債務名義を取得した請求権の立替支援金の支給</p> <p>ウ. 損害賠償請求について日本司法支援センターの弁護士と連携し費用の負担を含め必要な施策を講ずる</p> <p>●「必要な施策」として、「生活資金の貸付け等」（和歌山）、「支援金の支給」（明石市）もしくは「見舞金の支給」（三重）を加えるべき。</p> <p>被害者等は予期せぬ犯罪の被害に遭い、仕事に行けなくなったり、引っ越しを余儀なくされたり、車や物を壊されたり、病院に行かなくてはならなくなったりと当面の出費を強いられることがある。</p> <p>しかも、加害者に資産がなければ損害賠償を受けることもできず、また、国の犯罪被害給付制度は死亡や後遺障害が残るなど重大な結果の生じた場合に限定されるため、犯罪被害者が損害を自己負担せざるを得ないケースが多いのが現実。</p> <p>そうだとすれば、県内で被害に遭った被害者等が県民としての日常生活を取り戻すための一助として上記の支給や貸し付けを明記するべき。</p> <p>●経済的負担の軽減として、「損害賠償の請求についての援助」が規定されるべき。</p> <p>犯罪被害者等基本法12条は「国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする」と規定している。この規定を踏まえ、「県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、弁護士の助言を受ける機会の確保等必要な施策を講ずるよう努めるものとする」（和歌山県条例にも規定されています）とするべきと考える。</p>	1. 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実等	1) 医療保険の円滑な利用	<ul style="list-style-type: none"> 被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無に関わらず、保険給付が行われる旨を国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者に周知 ●実績：研修や各保険者との事務打合せ等の機会を捉え、保険給付や第三者求償制度の説明において周知を図った。 	国民健康保険課
		2) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ、電光掲示板、ミニ広報紙、自治体広報誌、各種イベントを活用した広報を実施 損害賠償請求制度に関する情報を記載した「被害者の手引」の確実な配付 	警察	
		3) 暴力団犯罪による被害の回復の支援（ウ）	<ul style="list-style-type: none"> 暴力追放高知県民センター、高知弁護士会民事介入暴力対策委員会等との連携による暴力団犯罪の被害者による損害賠償請求に対する支援 犯罪被害者及び行政命令等の相手方に対する保護対策の徹底 ●高知県民介入暴力事案等対策協議会（通称：民暴研究会）の開催（5回） 	警察	
		2. 障害者に対する支援	1) 障害者に対する福祉制度・サービス等	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者等に対する自動車税の減免措置 	税務課
		3. 犯罪被害給付制度の運用	1) 犯罪被害給付制度の運用（※別記参照）	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等に対する犯罪被害給付制度の適切な教示 速やかな給付金の支給裁定の実施 公益財団法人犯罪被害救援基金と連携した救済の実施 巡回教養、各種専科教養、研修会における教養の実施、教示漏れの防止の徹底 ●実績 裁定：重傷病給付金 1件 申請：遺族給付金 2件 	警察
		4. 公費負担制度の活用	1) 性犯罪被害者の医療費公費負担制度	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等公費負担制度の実施 民間支援団体を通じた、被害者への制度の紹介 ●実績：4件 性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等公費負担制度の実施 制度内容に関する教養を実施 協力医療機関での医療従事者に対する研修会の開催 ●事件数：16件 	県民生活・男女共同参画課 警察

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	担当課
第11条 経済的負担の軽減	ア. 犯罪による収入減少や加害者の損害賠償を受けられないケース、国の犯罪被害給付金制度の対象とならない方への施策として①支援金、見舞金の給付②無利子貸し付け、生活資金の貸し付けイ. 損害賠償請求権に係る債務名義を取得した請求権の立替支援金の支給 ウ. 損害賠償請求について日本司法支援センター・弁護士と連携し費用の負担を含め必要な施策を講ずる		2) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減	・精神科医等による診察に係る医療費の公費負担制度の運用 ・制度内容に関する教養を実施 ●実績：実施件数 0件	警察
			3) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置	・司法解剖後の遺体搬送費公費負担制度の運用 ・制度内容に関する教養を実施 ・遺族の心情に配慮した対応を実施 ●実績：実施件数 司法解剖後の遺体搬送費 54件 死体検案書料 2件	警察
			4) 被害直後及び中期的な居住場所の確保	・緊急避難場所使用料の公費負担制度 ・自宅が犯罪被害現場となった場合のハウスクリーニング費用の公費負担制度 ・制度内容に関する教養を実施 ●実績：緊急避難場所公費負担制度 5件 ハウスクリーニング費用公費負担制度 0件	警察
		5. 弁護士費用の補助	1) 弁護士相談費用の補助	・性暴力被害者支援センターへの補助 ・弁護士相談費用の支援（1回5,000円） ※令和2年度新規事業	県民生活・男女共同参画課

※参考：犯罪被害者等給付金

給付金の種類	支給額	支給を受けられる人
遺族給付金	上限なし ○犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額（生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて加算） ○犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は、負傷又は疾病から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合計額を加算した額	亡くなられた被害者の第一順位の遺族 1. ①配偶者 2. 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 3. 上記2に該当しない犯罪被害者の⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹 ※ ○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。
重傷病給付金	（上限額：120万円） 負傷又は疾病にかかった日から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額	犯罪行為によって重傷病を負った犯罪被害者本人 1. 加療1か月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病 2. PTSD等の精神疾患である場合には、療養期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることを要する。
障害給付金	18万～3974.4万円 犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額 ○障害とは 負傷又は疾病が治った（症状が固定した）ときの身体上の障害で、障害等級第1級から第14級に該当する程度をいう	障害が残った犯罪被害者本人

【参考2：関係機関における経済的負担の軽減を受けられる制度等】

機関	支援（施策）	支援概要（経済的負担に関すること）	経済的負担の軽減内容
法テラス	①被害者参加制度	資力に乏しい犯罪被害者に対して、国選被害者参加弁護士の選定。	弁護士費用負担
	②民事法律扶助	無料の法律相談、弁護士費用などの建て替え	弁護士費用負担 貸付金（弁護士費用）
	③受託援助業務	日本弁護士連合会から受託し、告訴・告発。事情徴収同行、マスコミ対応、示談申し入れの対応など、刑事手続及び行政手続に関して、弁護士費用などの援助。	弁護士費用負担
	④関連援助業務	2回目以降の法律相談の無料、臨床心理士による心理相談（1回目）無料	弁護士相談費用負担
高知地方検察庁	①被害者参加制度（再掲）	資力に乏しい犯罪被害者に対して、国選被害者参加弁護士の選定。	弁護士費用負担
	②被害回復給付金支給制度	財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産について、その犯罪が組織的に行われた場合やいわゆるマネー・ロンダリングが行われた場合には、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化して、被害を受けた方に給付金を支給する。	給付金
高知弁護士会	①法律相談	認定NPOこうち被害者支援センターで受け付ける、法律無料相談（1回目）。	弁護士相談費用負担
	②法律相談 法律相談センター	有料法律相談（相談料5,400円、相談時間45分）、交通事故相談（相談費無料）	弁護士相談費用軽減
司法書士会	①司法書士常設無料法律相談	司法書士による、法律の無料相談。 高知市・安芸市・須崎市・四万十市に曜日指定で無料相談室を設置。	司法書士費用負担
	②法テラス民事法律扶助相談	法テラスと契約している司法書士による、法律の無料相談。	司法書士費用負担
社会福祉協議会	生活福祉金	低所得世帯や障害がある方のいる世帯に、資金の貸し付け	貸付金
(公財) 暴力追放高知県民センター	被害者等の保護及び救済活動	暴力団から被害を受けた方に対する支援 ○被害者見舞金・20万円以内	見舞金 貸付金
(公財) 日弁連交通事故相談センター	面接相談・電話相談・高次脳機能障害面接相談	弁護士による自動車事故の損害賠償等に関する相談。自動車事故を原因とする高次脳機能障害についての面接相談。 面接：月・水・金 13時から15時半（要予約） 電話：一人10分程度	弁護士費用負担
(公財) 交通事故紛争処理センター	法律相談・和解のあっせん	自動車事故の示談をめぐる損害賠償に関わる面接相談。 センター弁護士が対応（相談無料）	弁護士費用負担
(一社) 日本損害保険協会	そんぽADRセンター	損害保険に関する相談、損害保険会社とのトラブルの苦情受付、紛争解決の支援。	
(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構	紛争処理	交通事故の紛争についての審査、調停。 紛争処理費用は原則無料	紛争処理費用負担
(独) 自動車事故対策機構 (NASVA)	①介護料支給	自動車の交通事故が原因の、重度の後遺症に対する介護料の支給。	支援金
	②交通遺児等育成資金貸付	交通事故で保護者が亡くなったり、重度の後遺障害を負った方の子どもに対する育成資金の貸付。 中学卒業までの期間。 ○貸付金（無利子）○一時金（貸付時）（15万5千円） ○貸付期間中（1万または2万（選択）等	一時金 貸付金
(公財) 犯罪被害救援基金	①奨学金等給付	犯罪被害者遺児に対する、奨学金や入学一時金（返済不要、対象要件あり） ○例：小学：1万円（月）、中学1万2千円（月）、高校（国公立）1万7千円（月） 大学（国公立）3万、（私立）3万5千円（月） 一時金：5万から30万	支援金 一時金
	②支援金支給	現状困窮状態で、加害者による賠償が期待できず、かつ公的に救済制度または保険の対象外である等、特別な救済が必要な遺族への支援金。 ○100万円以上500万円以下	支援金

【参考3：市町村における経済的負担の軽減を受けられる制度等】

市町村担当窓口	支援（施策）	支援概要（経済的負担に関すること）
国民年金担当課課	①遺族基礎年金	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えていた妻や子がいる場合に支給。
障害福祉担当課課	②身体障害者手帳の交付	身体に障害がある方へ手帳を交付、これにより障害福祉サービス、自立支援医療の給付、補装具購入費の支給、医療費の助成、在宅手当の給付、各種税の減免・控除等が受けられる。
精神保健福祉担当課	③精神障害者保健福祉手帳の交付	精神疾患による生活に制約がある方へ手帳を交付、これにより各種税の減免・控除、公共施設の使用料等免除、NHK受診料の減免、携帯電話料金の割引等が受けられる。
国民年金担当課	④障害基礎年金	国民年金に加入している間に病気やけがで障害（障害等級表の1級・2級）がある方に障害基礎年金を支給。
障害福祉担当課	⑤特別障害手当/障害児福祉手当	著しく重度の障害があり、日常生活の介護を必要とする状態にある方に支給。
障害福祉担当課	⑥特別児童扶養手当/重度心身障害児療育手当	一定程度の障害のある児童を家庭で監護している父母に対して支給。
業務担当課、福祉保健所	⑦自立支援医療費助成制度	精神科通院医療、育成医療、更生医療の医療費が1割負担。
業務担当課	⑧重度心身障害児・者医療費助成	重度の障害がある方の医療費助成。
乳幼児医療費助成担当課	⑨乳幼児医療費助成制度	子どもの医療費助成。
業務担当課	⑩ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の親とその児童の医療保険診療の自己負担額への助成。
業務担当課	⑪母子父子寡婦福祉資金貸付金	児童の就学に必要な費用の貸付。
業務担当課	⑫高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親を対象に、経済的自立に効果的な資格を所得するため、養成機関の費用の定額支給及び支援金の給付。
福祉事務所、福祉保健所	⑬自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親を対象に、地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した際に受講料の一部免除。
福祉事務所、福祉保健所	⑭高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の親を対象に、高等学校卒業程度認定試験に向けた講座受講費用の一部助成及び認定試験の受講費用の一部支給。
児童扶養手当窓口	⑮児童扶養手当	18歳未満の児童を養育する、父、母又は養育するものに対して、一定額の支給。
業務担当課	⑯幼稚園就園奨励費補助	私立幼稚園に就園している幼児を持つ世帯に対して、入園料や保育料の一部補助。
業務担当課	⑰特定教育・保育施設利用者負担額減免	保育料の納入が困難な保護者に対する減免。

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	令和2年度予算（千円）	担当課
第12条 日常生活の支援	<p>ア. 関係機関・団体等、民間支援団体と連携し、住居、仕事、介護、育児などの生活問題について専門職を紹介するなど必要な施策を講ずる</p> <p>イ. 日常生活を営むことができるよう迅速に必要な施策を講ずる</p> <p>●犯罪被害者等にとっては、日常生活を取り戻すことが最も大切であるところ。犯罪被害者等は、住居、仕事、介護、育児などさまざまな日常の生活問題に直面することと、その解決のために専門機関を動かし、繋ぐことは自治体にしかできない。民間支援団体条例案のとおりそうした趣旨の文言を入れて欲しい。</p> <p>（民間支援団体案） 県は、関係機関・団体等、民間支援団体と連携して、犯罪被害者等が直面するさまざまな問題について相談に応じ、助言を行い、犯罪被害者等の支援に理解のある専門職を紹介するなど必要な施策を講ずるものとする。</p>	1. 県や県警等による直接支援	1) 性暴力被害者支援センターによる直接支援（ア、イ）	<ul style="list-style-type: none"> 性暴力被害者支援センターの相談員・支援員による犯罪被害者の病院や裁判所等への付き添いなどの直接支援 「性暴力被害者サポートセンターこうち」への運営費補助金の実施 ●実績（センター）（再掲） ・病院への付き添い 28件 ・裁判所関連支援 72件 ・警察関連支援 12件 ・検察庁関連支援12件 ・その他直接支援83件 	4,182 （直接支援）	県民生活・男女共同参画課
			2) 保護施設における一時保護、自立支援、生活支援等（ア、イ）	<ul style="list-style-type: none"> 保護施設における状況に応じた一時保護 ・自立に向けた支援、生活の支援 ●実績：状況に応じた一時保護51件 	44,156	県民生活・男女共同参画課
			3) 県警、被害者支援センターによる直接支援（ア、イ）	<ul style="list-style-type: none"> 警察、被害者支援センター相談員・支援員による犯罪被害者等への直接支援 ●「こうち被害者支援センター」への業務委託の実施 ●情報提供制度の適切な運用 	2,877 （再掲）	警察

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	令和2年度予算（千円）	担当課
第13条 心身に受けた影響からの 回復	ア. 臨床心理士等の専門資格を持つ者がいる施設でのカウンセリングの提供 イ. 学校において、刑事手続等による欠席への配慮（忌引等） ウ. 犯罪被害者の残された家族への支援 エ. 長期にわたる途切れることのない支援体制 ●臨床心理士等の専門資格を持つ者がいる施設でのカウンセリングの提供が受けられる施策を講ずるものとする明記が必要と考える。	1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	1) 性犯罪被害者に対するカウンセリング費用の公費負担（ア、ウ、エ）	・「性暴力被害者サポートセンターこうち」を通じた心理相談の実施 ●実績：心理カウンセラーによるカウンセリング 0件	30	県民生活・男女共同参画課
			2) 精神保健福祉センターでの心の相談の対応（エ）	・精神保健福祉センターにおける心の健康に関する啓発、相談等の実施 ・心の健康に関する相談 ・啓発事業の実施 ・支援者を対象とした研修会の実施 ●相談実績：6,937件 啓発事業：アディクション・フォーラム高知の開催 研修：自殺対策研修、依存症相談支援研修の実施	5,154	障害保健支援課
			3) 受診情報等の適正な取扱い	・受診情報の保護・流出防止に関する医療機関への周知 ●医療機関への立入検査の機会を利用する等、診療録の管理・保存状況を確認し、必要に応じて指導	-	医事業務課
		2. PTSD治療可能な医療機関に関する情報提供等	1) PTSD治療可能な医療機関に関する情報提供の推進等	・心的外傷後ストレス（PTSD）等の診療ができる医療機関に関する情報提供 ●実績：「こうち医療ネット」（高知県救急医療・広域災害情報システム）（医療政策課所管）に掲示	-	医事業務課
			3. 高次脳機能障害者への支援等	1) 高次脳機能障害者への支援	・高次脳機能障害者支援のための関係者による支援委員会の設置及び支援拠点機関における高次脳機能障害者への支援・相談 ・高知県高次脳機能障害支援委員会開催 ・相談実績：142件 ・研修会：6回	8,859
		4. 児童虐待に対する支援、体制の充実等	1) 児童相談所職員の専門性の強化	・アドバイザーの招聘による助言指導 ・親子関係再構築支援などの家族支援研修 ・トラウマを念頭に置いたケアに関する研修 ●児童相談所機能強化アドバイザー（3名）：延べ21回	7,268	児童家庭課
			2) 学校及び児童相談所等の連携の充実（エ）	・市町村児童福祉主管課を通じた、学校、教育委員会と児童相談所等の連携強化 ・全市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、構成機関との連携及び情報共有	140	人権教育・児童生徒課

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	令和2年度予算（千円）	担当課
第13条 心身に受けた影響からの回復	ア. 臨床心理士等の専門資格を持つ者がいる施設でのカウンセリングの提供 イ. 学校において、刑事手続等による欠席への配慮（忌引等） ウ. 犯罪被害者の残された家族への支援 エ. 長期にわたる途切れることのない支援体制 ●臨床心理士等の専門資格を持つ者がいる施設でのカウンセリングの提供が受けられる施策を講ずるものとする明記が必要と考える。	5. 教育相談体制の充実等	1) 教育相談体制の充実（心の教育センター） （工）	・児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、教員への教育相談に関する研修の実施 ●実績：教育相談推進講座：8/21（参加者54名） 教育相談講座Ⅰ、Ⅱ：各4回（参加者 延188名） 児童生徒理解等研修会：34回	187	心の教育センター
			2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充 （工）	・県内の小・中・高等学校等へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充による児童生徒及びその保護者の心の解決に向けた学校における相談体制の充実及び教職員とスクールカウンセラー等の専門スタッフや関係機関との連携 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性、支援力向上のための研修会等の実施 ●スクールカウンセラーを全公立学校（小中高特義務）に配置した。 ●スクールソーシャルワーカーを全市町村、県立学校24校に配置し、未配置校には心の教育センターのSSWが対応	381,983 (SC) 120,194 (SSW)	人権教育・児童生徒課
		6. 警察による支援及び情報提供等	1) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進 （工）	・被害少年カウンセリングアドバイザーによる継続的な支援の実施 ●実績：カウンセリング 2回 スーパーバイズ 6回 研修会 5回	150	警察
			2) 警察における犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実	・公認心理師資格を有する部内カウンセラーによるカウンセリングの実施 ・精神科医等による診察に係る医療費の公費負担制度の運用 ●犯罪被害者等16人に対し、部内カウンセラーによるカウンセリング、直接支援等を70回実施 ●精神科医等による診察に係る医療費の公費負担制度の運用件数 0件	45	警察
			3) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職員の育成等	・部内カウンセラーの技術・能力向上のための専門的研修の実施 ・日本臨床心理士会が主催する全国研修会への参加		警察
			4) 地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動の推進	・犯罪被害者の心情に配慮した被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、要望・相談の聴取 ・捜査部門との情報共有、制度の周知徹底		警察
			5) 女性警察官の配置	・性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置の促進 ・産婦人科医会、犯罪被害者等早期援助団体等との連携、性犯罪被害者の心情に配慮した対応の強化 ・専科教養等の実施による実務能力の向上 ●協力医療機関及びこうち被害者支援センターと連携した被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取の開始 ●被害者心情に配慮した採取要領等の教養の実施		警察
			6) 被害児童からの事情聴取における配慮 （工）	・関係機関との事前協議 ・聴取場所、回数、方法等について被害児童に配慮した取組の推進・検察庁及び児童相談所との連携強化（具体的実施要領の制定） ・代表者聴取の実施による被害児童の負担軽減（聴取時間の短縮、質問事項への配慮）		警察
			7) 犯罪被害者等のための施設の改善 （工）	・犯罪被害者専用の事情聴取室や被害者支援用車両の活用 ・警察本部及び全警察署に被害者用事情聴取室を整備 ・被害者支援車両の適切な活用		警察

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	令和2年度予算（千円）	担当課
第14条 安全の確保	ア. 警察との連携 イ. 刑事手続中の証人として関与する場合の特別の配慮 ●犯罪被害者等が、その被害にかかる刑事手続等に証人として関与する場合の特別の配慮の文言を入れた方が良い。 ●条文の安全の確保のためには、文言に「警察との連携」を入れるべきである。	1. 安全の確保	1) 保護施設における一時保護	保護施設における一時保護 ●実績：一時保護（51件）（再掲）	-	県民生活・男女共同参画課
			2) 児童相談所における一時保護	・子どもの安全確保や適切かつ具体的な援助方針を決定するため、行動観察、生活指導等を実施 ●一時保護所：197件 うち虐待87件（H30年度） 一時保護委託：146件 うち虐待63件（H30年度）	89,135 （中央一時保護所費）	児童家庭課
		2. 児童虐待の防止・早期発見のための体制整備等	1) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等（県警）	・児童虐待対応マニュアルの活用等による児童の安全確保 ●各種相談や街頭補導活動、関係機関との連携等による適切な児童通告の実施 ●児童虐待対応マニュアルの周知徹底 ●各種専科教養の実施 ●関係課との緊密な連携による児童虐待の早期発見		警察
			2) 子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止	・検察庁、刑務所、地方更生保護委員会等の関係機関との連携に努め、子どもを対象とする暴力的性犯罪の前歴を有する者の再犯を防止 ●再犯防止対象者に対する定期的な面談、再犯防止に関する指導・助言の実施 ●保護観察所、保護司等関係機関及び関係者との情報共有		警察
		3. 警察における再被害防止措置の推進	1) 警察における再被害防止措置	・検察庁、刑事施設、地方更生保護施設等関係機関と連携した再被害防止措置の実施 ・犯罪被害者に対する適切な情報提供の実施 ●再被害防止のための防犯指導や110番通報登録の実施 ●市町村が実施する住民基本台帳閲覧制限等の保護対策の教示 ●検察庁、刑事施設と連携した適切な再被害防止措置の実施 ●再被害防止対象者に対する防犯指導の徹底		警察
4. 警察における保護対策の推進	1) 警察における保護対策の推進	・暴力団等による保護対象者に対する危害を防止するための取組の実施 ・保護対象者の指定 ・緊急通報装置の設置 ・通報、連絡体制の確立 ●企業、行政機関及び自治体を対象とした不当要求防止責任者講習の実施		1,112	警察	

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	令和2年度予算（千円）	担当課
第14条 安全の確保	<p>ア. 警察との連携 イ. 刑事手続中の証人として関与する場合の特別の配慮</p> <p>●犯罪被害者等が、その被害にかかる刑事手続等に証人として関与する場合の特別の配慮の文言を入れた方が良い。 ●条文の安全の確保のためには、文言に「警察との連携」を入れるべきである。</p>	5. 犯罪被害者等に関する情報の保護	1) 犯罪被害者等に関する情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・広報担当者に対する指導の徹底 ・犯罪被害者に対する必要な情報の事前提供の実施 ・被害者支援に配慮した報道発表の実施 ・具体的な事例に基づいた指導、教養の実施 ●被害者の心情に配慮した報道対応の実施 ●関係機関との情報共有、連携による被害者情報の保護の徹底 		警察
		6. ストーカー事案への適切な対応	1) ストーカー事案への適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応の推進 ・ストーカー加害者に対する精神医学的治療等の取組の推進 ●DV、ストーカー事案等における安全確保を最優先とした対応の実施 ●精神科医等と連携したストーカー加害者に対する治療に関する取組を実施 ●事案の危険性に応じた初動体制の確立、積極的な事件化 		警察

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	令和2年度予算（千円）	担当課		
第15条 居住の安定	ア. 賃料、転居費用の援助 イ. 一時的な居住期間の延長の補償 ●住居の提供においては、市町村の居住にも及ぶので、転居費用を補償する文言は必要と考える。 ●「賃料、転居費用の補助」の文言を入れるべきである。 ●一時的な転居及び避難の場合、必要に応じ延長も補償する文言は必要と考える。	1. 居住の確保	1) 保護施設における一時保護	・保護施設における状況に応じた一時保護 ・自立に向けた支援、生活の支援 ●実績：状況に応じた一時保護（51件）（再掲）	-	県民生活・男女 共同参画課		
			2) 職員住宅の目的外使用	DV被害者向けに避難用建物として職員住宅の提供（目的外使用） ●実績：避難用建物への入居（0件）	-	県民生活・男女 共同参画課		
			3) 県営住宅の優先入居	・県営住宅への優先入居の検討 ●県営住宅への優先入居に係る要綱を策定 ●令和2年6月開催予定「入居者等選考委員会」の承認を受けて施行		住宅課		
				2. 民間賃貸住宅に関する情報提供	1) 民間賃貸住宅に関する情報提供	・高知県居住支援協議会の活動に参加し、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度など住宅セーフティネット制度に関する情報の提供		住宅課
				3. 被害直後及び中期的な居住場所の確保	1) 被害直後及び中期的な居住場所の確保	・緊急避難場所使用料の公費負担制度 ・自宅が犯罪被害現場となった場合のハウスクリーニング費用の公費負担制度 ・制度内容に関する教養を実施 ●実施件数 緊急避難場所公費負担制度 5件、15人 ハウスクリーニング費用公費負担制度 0件	356 (再掲)	警察

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	令和2年度予算（千円）	担当課
第16条 雇用の安定等	<p>ア. 犯罪被害者向けの休暇制度</p> <p>イ. 労働局と連携</p> <p>ウ. 就労の確保と継続</p> <p>エ. 就労支援、職場環境の改善</p> <p>オ. 事業主の理解を深める広報、啓発を行う</p> <p>カ. 犯罪等による被害を理由として不利益な取り扱い等がないよう配慮</p> <p>●①休暇制度については、労働局の制度に加え、県から雇用主に要請する体制が必要であり、条例に文言として入れるべきである。</p> <p>②「就労の確保と継続」の文言を入れるのは、第6条事業者の役割の条項と相まって不可欠である。</p> <p>●条文の目的部分に①「職場における二次被害を防止するため」（福岡県）を加えるべきと考えます。また、②「必要な施策」の例示として「就労支援」「職場環境の改善」（滋賀県）を加えるべきと考えます。</p> <p>●「労働局と連携し」の文言、「就労の継続と確保」の文言、「事業者に対する休暇制度設置要請」の文言を明記して欲しい。</p> <p>●就労の継続や確保、休暇制度等に踏み込んで頂きたいです。</p>	1. 事業主等の理解の増進	1) 事業主等の理解の増進	<ul style="list-style-type: none"> 労働委員会における、労働者と事業主との間で生じた労働問題に関する相談対応 高知労働局等、その他の個別労働関係紛争の解決機関の紹介 ●労働委員会事務局において、労働者、使用者双方からの労働相談に対応(労働相談実績450件。うち犯罪被害者に関するものは数件程度) ●労働委員会事務局におけるハラスメント研修での相談員のスキルアップ ●労働委員会事務局における労働相談窓口の周知のためのステッカー掲示・CM作成等(労委) 引き続き相談窓口での対応を実施 関係機関との情報共有と連携 相談員へのハラスメント研修 広報誌でのハラスメント防止のための啓発 労働相談窓口の周知のための広報 	1,544 (労委)	雇用労働政策課
		2. 雇用の安定	1) 女性相談支援センターと関係機関との連携による雇用支援	<ul style="list-style-type: none"> 各種就労支援機関への手続同行等のつなぎ 	-	県民生活・男女共同参画課

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	令和2年度予算（千円）	担当課
第17条 県民の理解の増進	ア. 「犯罪被害を考える日」の設定、犯罪被害者週間 イ. 学校教育 ●①「犯罪被害を考える日」や犯罪被害週間を文言に入れるべきである。 ②学校教育と言うふうに学校の文言を入れるべきである。 ・公民・道徳の授業、総合学習での取り組み、学校での講座（いのちを学ぶ教室） ・「いじめ防止」に大きな効果がある。	1. 犯罪被害者等支援施策に関する広報の実施	1) 県民の理解の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施 ●活動：①ラジオ広報（年2回）②関係団体等の機関誌での周知 ③高知県HPで情報発信 ④犯罪被害者等支援ハンドブックの配布（H28改訂版） ⑤安全・安心まちづくり広場への参加（10月） ⑥条例施行のポスター配布 ⑦新聞への記事掲載（7月） ⑧犯罪被害者週間パレード（11月）への参加 ⑨じんけんふれあいフェスタ（12月）（人権課共同） 		県民生活・男女共同参画課
				<ul style="list-style-type: none"> ・「性暴力被害者サポートセンターこうち」を通じての広報 ●実績 ①コーラルコールのチラシ配布（10,000枚） ②コーラルコールリーフレット（10,000枚） ③その他啓発グッズ作成 ④路面電車ポスター広告 	744	県民生活・男女共同参画課
				<ul style="list-style-type: none"> ・人権施策基本方針に基づく犯罪被害者等の人権問題について、参考図書、啓発リーフレット等の活用・配布を通じた周知・啓発 ●実績 ①「じんけんふれあいフェスタ」の開催（昨年度来場：1万人） ②人権啓発に関するコラム（高知新聞朝刊）の掲載及び啓発資料の作成 ③人権啓発研修ハートフルセミナー ④講師派遣事業 ⑤人権に関する啓発活動支援事業（人権ふれあい支援事業） 	(人権課) ①8,068 ② 605 ③1,448 ④9,951 ⑤1,277	県民生活・男女共同参画課、人権課
				<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した啓発イベント、ラジオ広報、自治体広報誌、県警ホームページへの掲載等を通じた広報の実施 		警察
			2) 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解増進	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故被害者等の手記を活用した交通安全教室等の開催 ・手記の有効活用について、県下交通課長会議及び新任交通課長係長研修会において指導、教養を実施 ●県内の中学校・高校11校で実施したスクエアドストレイト教育技法による交通安全教室での被害者遺族の手記の朗読 ●T・S・N(交通安全教育に必要な交通法規・交通事故統計・交通事故事例、指導警告状況を題材とした教材)で交通事故被害者の手記を活用 ●停止処分者講習、違反者講習の受講者に対する交通事故被害者の手記を活用した講習の実施 ●交通安全教室、違反者講習における交通事故被害者等の手記を活用した教養の実施 	5,767	警察
		2. 犯罪被害者週間にあわせた啓発事業	1) 犯罪被害者等施策に関する集中的な広報啓発事業の実施（ア）	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待防止推進月間」（11月）に集中的した広報・啓発活動 ●令和元年度実績：10/27オレンジリボンたすきウオーク ポスター掲示・チラシの配布 講演会を実施、グッズ販売 ・体罰によらない子育ての推進 リーフレット配布やSNS、乳幼児健診やPTA研修等を活用して啓発 	2,321	児童家庭課

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	令和2年度予算（千円）	担当課
第17条 県民の理解の増進	ア. 「犯罪被害を考える日」の設定、犯罪被害者週間 イ. 学校教育 ●①「犯罪被害を考える日」や犯罪被害週間を文言に入れるべきである。 ②学校教育と言うふうに学校の文言を入れるべきである。 ・公民・道徳の授業、総合学習での取り組み、学校での講座（いのちを学ぶ教室） ・「いじめ防止」に大きな効果がある。	3. 学校における人権教育の実施	2) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施 (ア)	・関係機関と連携した啓発イベント、街頭キャンペーンの実施 ・各種広報媒体を活用した広報の推進 ●昨年度実績 ①広報活動強化月間(11月)及び犯罪被害者週間(11月25日から12月1日)における各種媒体を通じた被害者支援相談窓口、各種公費負担制度等に関する広報の実施 ②関係機関と連携した帯屋町アーケードにおける街頭キャンペーン（11/26）の実施		警察
			1) 学校における犯罪防止に向けた教育や犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進 (イ)	・犯罪被害者等の人権問題も含めた人権学習の機会の提供及び人権教育主任を中心とした日常的な人権教育の推進 ・各学校における生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の推進 ・生命尊重や思いやりの心を育てる人権が尊重された環境づくり ●人権研修会の開催 〔R1〕7回 延べ300人		私学・大学支援課、 小中学校課、特別支援教育課、高等学校課 人権教育・児童生徒課
				●人権教育主任連絡協議会の実施（小・中学校・県立学校：年2回） ・県民に身近な人権課題を年間指導計画に位置付けている学校の割合が改善している。 〔R1〕中学校区：100%、高等学校：80.4%	3,099	私学・大学支援課、
				・人権教育主任連絡協議会（小・中学校・県立学校：年2回）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために5月を中止とした。12月の2回目の協議会も集合研修とせず、オンデマンド等を活用した研修とし、各校で人権課題に関する校内研修や授業研究を実施できるような内容の準備を行っている。 ●人権教育主任連絡協議会の実施（小・中学校・県立学校：年2回） ・県民に身近な人権課題を年間指導計画に位置付けている学校の割合が改善している。 〔R1〕中学校区：100%、高等学校：80.4%	746	人権教育・児童生徒課
				・各特別支援学校では、道徳教育の重点目標として、他者の立場を尊重し、思いやりの気持ちや協調することの大切さを育むことを重点目標とし障害種別に応じた取組を実施している。 ・近年携帯電話を所持している児童生徒も増えており、SNSの利用に係る情報モラルの学習を取り入れている学校が多い。自らも被害者になる可能性と同時に、不用意な書き込みにより加害者になる可能性の両面から考えさせるようにしている。また、教員対象の研修を1校実施		特別支援教育課
				2) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施 (イ)	・教育委員会等と連携した各学校、担当教諭に対する「命の大切さを学ぶ教室」の開催依頼、広報の実施 ●「命の大切さを学ぶ教室」 こうち被害者支援センターと連携し、小・中・高生を対象に、15校で開催	260
		4. 個人情報に配慮した情報提供	1) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	・個人情報に配慮した広報の実施 ・個人情報の保護に配慮したあんしんFメール、県警ツイッターでのタイムリーな情報発信、県警察ホームページ掲載情報の随時更新 ●不審者情報に関するあんしんFメールの発信、県警ホームページへの掲載、新聞社への情報共有 ・登下校防犯プランに基づいた情報共有体制の強化 ●子供や女性対象の犯罪被害又は前兆事案等についての適時適切な情報共有を実施		警察

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	令和2年度予算（千円）	担当課
第18条 人材の育成	ア. 研修の実施 ●研修は、「二次被害の防止と支援のスキルを身につけるため」という目的文言を入れるべきである。	1. 関係団体に対する研修の充実等	1) 被害者支援に関する研修の推進等（ア）	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック別市町村担当者会議での研修 ・産婦人科医療従事者及び支援者向け研修 「性暴力被害者サポートセンターこうち」への研修費補助 <ul style="list-style-type: none"> ●性暴力被害者支援研修会の実施（7月） ●性暴力被害者支援協力病院研修会（3回 10月） 	395	県民生活・男女共同参画課
			2) 民生委員・児童委員に対する研修（ア）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における身近な相談者である民生委員・児童委員への研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ●新任研修 1年目 2/4～2/14（7回）498名 2年目 11/13 40名 3年目 8/2 47名 ●中堅研修 8/1、9/4 141名 ●会長研修 1/23 102名 	1,149	地域福祉政策課
		2. 高齢者・障害者虐待防止等のための研修の充実等	1) 高齢者虐待防止等のための研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職員や高齢者福祉施設・事業所等職員を対象とした虐待・権利擁護研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ●虐待防止・権利擁護研修開催 7/18 行政職員（市町村・地域包括支援センター職員）対象 9/24、10/21（1日×2回）施設長・管理者対象 ※障害者と合同開催 10/9、10/10 中堅職員対象 12/2及び1/8（2日×1回）リーダー対象 ※障害者と合同開催 	6,664	高齢者福祉課
			2) 障害者虐待防止等のための体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県高齢者・障害者権利擁護センターの設置及び通報・相談体制の整備 ・障害福祉施設従事者や、市町村職員等を対象とした研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ●高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談件数：45件 ●虐待防止・権利擁護研修開催 施設長・管理者対象：9/24、10/21（2回）203名 ※高齢者と合同開催 リーダー対象：12/2及び1/8（2日×1回）131名 ※高齢者と合同開催 中堅職員対象：8/27（1回）102名 行政職員対象：12/20（1回）22名 	7,221	障害福祉課
		2. 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実	1) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司任用後研修、要保護児童対策調整機関専門職研修、児童養護施設等基幹的研修等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉司任用前講習会（全6日実施） ●10/2、10/3基幹的研修実施 	1,108	児童家庭課

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	令和2年度予算（千円）	担当課
第18条 人材の育成	ア. 研修の実施 ●研修は、「二次被害の防止と支援のスキルを身につけるため」という目的文言を入れるべきである。	3. 学校における犯罪被害者等の 人権問題も含めた人権教育の推進	1) 学校における犯罪被害者 等の人権問題も含めた人権教育 の推進	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等の人権問題も含めた人権学習の機会の提供及び人権教育主任を中心とした日常的な人権教育の推進 人権学習学校支援事業では、各学校が行う校内研修や、市町村教育委員会が主催する集合研修において、指導主事を派遣し、個別の人権課題等の講習を実施した。また、研究授業や教材開発の指導支援を行った。 ●（講師派遣：学校34件、PTA・中学校区研修10件） いじめや虐待、不登校、ネット問題に関する研修用データを学校に配付することにより、人権教育主任等が校内で研修講師を務め、研修を実施できるようにし、取組を通じて人材育成を図った。 	90	人権教育・児童 生徒課
		4. 指定被害者支援要員制度の活 用	1) 指定被害者支援要員制度 の活用 (ア)	<ul style="list-style-type: none"> 指定被害者支援要員の知識・能力の向上、積極的な活用の推進 ●指定被害者支援要員96人(女性28人)の指定 ●117件(指定被害者支援要員制度の運用として) ●巡回教養の実施 ●想定事例に基づく支援実施要領の検討、犯罪被害者等への対応に関するロールプレイの実施 ●指定被害者支援要員に対する想定事例等を活用した実践的な教養の実施 		警察
		5. 警察における犯罪被害者等支 援に携わる職員等への研修の充実	1) 警察における犯罪被害者 等支援に携わる職員等への研 修の充実 (ア)	<ul style="list-style-type: none"> 採用時、専科教養などあらゆる機会を捉えた犯罪被害者等に対する教養の実施 ●巡回教養、各種専科教養（15課程、284人）、研修会等における教養の実施（3回、162人）における教養を実施 ●ロールプレイ方式による演習の実施 ●交通事故被害者遺族による講演会の開催（聴講者数150人） ●機会を捉えた効果的な教養の実施 ●犯罪被害者等による講演会の開催 		警察

■「犯罪被害者の支援に関する指針」策定の方向性（たたき台）

条例（基本的施策）	検討委員会・パブコメ意見（●具体的意見抜粋）	具体的施策	項目	施策の内容 ●令和元年度実績	令和2年度予算（千円）	担当課
第19条 民間支援団体に対する支援	ア. 犯罪被害者等の支援に関する事業の委託 イ. 民間支援団体へ活動場所の提供、財政上の措置 ウ. 人材育成の協力 ●「活動場所の提供」「財政上の措置」を明記すべき。 高知県では、高知弁護士会犯罪被害者支援委員会の名簿をこうち被害者支援センターに提出し、同センターをワンストップ拠点とする相談体制を取っています。具体的には、被害者等がたらいまわしにされることや、何度も同じ話をすることにより二次被害に遭うことを防ぐべく、センターの支援員が相談内容を聴き取り、弁護士はセンターにて支援員とともに相談を聞き、可能な限り受任をするというものである。これにより、被害者等はセンターという一つの場所で、最初に相談した支援員及び弁護士の支援を事案終了時まで受け続けることが可能となる。仮に、民間支援団体に対する県の支援が十分でなく、このような拠点を失うこととなれば、弁護士は個々の弁護士の事務所で被害者等の相談を聞くほかなく、被害者等への負担が増大する。そのため、「活動場所の提供」（宮城県）、「財政上の措置」（犯罪被害者等基本法22条）を明記されるべきである。	1. 民間支援団体に対する支援の充実	1) 民間支援団体に対する支援の充実 (ア、イ、ウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者支援センターへの補助 ・「性暴力被害者サポートセンターこうち」へ補助金の交付 ●電話相談員等の人件費補助 ●弁護士相談費用補助 ●通信運搬費補助 ●家賃補助 ●研修費補助（性暴力被害者支援のための研修会） ●広報・啓発の補助（チラシ・ポスター等） ●医療費等公費負担 ●心理相談費補助 	5,870 (再掲)	県民生活・男女 共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> ・社会貢献型自動販売機の設置、犯罪被害者週間におけるワンコイン募金等財政的基盤の強化に向けた支援の実施 ・コーディネーターとしての役割を果たせる支援員の養成への支援 ・研修に対する支援 ・関係機関と連携した広報活動の実施 ●社会貢献型自動販売機（19か所計26台）による寄附（3,256,064円） ●犯罪被害者週間におけるワンコイン募金の実施(222,217円) ●支援員養成講座、継続研修等において、「警察における被害者支援の現状」、「性暴力被害の現状と被害者への対応」に関する講義を実施 ●関係機関と連携した街頭キャンペーンの実施 ●部内外の研修会、講演等において、こうち被害者支援センターの支援活動に関する広報を実施 	警察		